

## 社団法人東京都トラック協会

### 第1 監査対象の概要

#### 1 事業の内容

##### (1) 事業の概要

社団法人東京都トラック協会(以下「協会」という。)は、会員相互の連絡協調により貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することによって、事業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉に寄与するとともに事業の社会的地位の向上を図ることを目的として設立された団体で、主として次の事業を行っている。

ア トラック運送事業の近代化及び利用者サービスの推進

イ 福利厚生対策の推進

ウ 交通安全及び公害対策の推進

エ 地方近代化基金の造成、融資あっせん等

##### (2) 都との関係

都は、協会に対し、東京都運輸事業振興助成交付金交付要綱に基づき平成10年度12億3,269万余円、平成11年度12億6,062万余円の交付金を、また、低公害車導入促進補助金交付要綱に基づき平成10年度9,787万余円、平成11年度1億2,195万余円の補助金を交付している。

#### 2 組織

協会は、事務所を新宿区四谷三丁目1番8号に置き、役員121名(会長1名、副会長10名、専務理事1名、常務理事3名、理事102名、監事4名(非常勤役員117名))及び職員47名(うち都派遣職員2名)で、1室9部をもって構成されている。

### 第2 監査の範囲及び実地監査期間

#### 1 監査の範囲

平成10年度及び平成11年度の補助事業について実施した。

#### 2 実地監査期間

(1) 都市計画局 平成12年11月21日

(2) 環境局 平成12年11月21日

(3) 協会 平成12年12月5日から同月8日まで

### 第3 監査の結果

#### 1 事業実績について

協会の平成10年度及び平成11年度における補助事業の主な実績は、表1及び表2のとおりであり、事業は別項指摘事項に関するものを除き、補助目的に沿って適正に執行されている。

(表1) 運輸事業振興助成交付金事業実績

(単位:千円)

事業名		平成10年度		平成11年度	
		規模	交付金額	規模	交付金額
トラック運送事業の近代化及び利用者サービスの推進	事業近代化対策の実施	賃金実態調査 422社 企業財務診断 206社 自動車交通公害問題調査 電算システム推進 トラック輸送PR、下敷12万枚 トラック時報の発行 23回	130,510	賃金実態調査 951社 企業財務診断 208社 電算システム推進 トラック輸送PR、下敷11万枚 トラック時報の発行 23回	135,463
	都民サービスの向上	輸送相談所の運営 30箇所 移動相談車の活用・運営 17回 緊急物資輸送訓練等(都防災訓練参加、防災フェア参加等)	107,839	輸送相談所の運営 30箇所 移動相談車の活用・運営 18回 緊急物資輸送訓練等(都防災訓練参加等)	102,086
	人材養成事業	人材養成委員会の運営 経営者研修等の実施 2,692人 図書資料室整備(収納図書8,884冊)	58,016	人材養成委員会の運営 経営者研修等の実施 2,323人 図書資料室整備(収納図書9,218冊)	51,111
	物流施設運営	物流施設建設基金造成	48,000	物流施設建設基金造成	20,000
	計	—————	344,365	—————	308,660
福利厚生対策の推進	福利厚生施設の運営助成	あざみ野健康研修センター運営 助成利用者 14,861人	63,914	あざみ野研修健康センター運営 助成利用者 13,608人	52,656
	健康相談・職業病対策	定期健康診断109会場 16,536人 マッサージ治療 978人	24,661	定期健康診断104会場 15,907人 マッサージ治療 981人	23,985
	計	—————	88,575	—————	76,641
交通安全及び公害対策の推進	交通安全対策	運転者適正診断 3,109人 運行・整備管理者講習 18,360人 事故防止対策会議 49回 ドライバーコンテスト開催等	69,745	運転者適正診断 3,175人 運行・整備管理者講習 18,192人 事故防止対策会議 33回 ドライバーコンテスト開催等	69,165
	交通公害対策	公害防止ポスター作成 5,200枚 低公害車の普及事業	88,580	公害防止ポスター作成 25,000枚 低公害車の普及事業	87,181
	適正化事業確立	事故防止等の現場指導 998輛 事業所巡回指導 1,323回	85,337	事故防止等の現場指導 1,050輛 事業所巡回指導 1,272回	83,587
	計	—————	243,662	—————	239,933
交付金事業の運営		交付金事業の運営経費 交付金事業審議委員会等	138,014	交付金事業の運営経費 交付金事業審議委員会等	129,170
地方近代化基金の造成等		利子補給等のための基金造成等 (NOx対策等利子補給3,306件)	48,273	利子補給等のための基金造成等 (NOx対策等利子補給3,157件)	128,032
(社)全日本トラック協会への出せん		交付金額の30%	369,809	交付金額の30%	378,186
合計		—————	1,232,698	—————	1,260,622

(注) 交付金額は、自治省通達に基づき、当該年度の軽油引取税収入見込額、自動車に係る軽油使用量の課税対象総軽油引取量に対する割合等に基づき算定された額である。

(表2) 低公害車導入促進補助金事業実績

(単位：千円)

区 分	平成10年度		平成11年度		摘 要
	台 数	補助金額	台 数	補助金額	
メタノール車	80	39,491	68	27,967	補助率： 自動車 リース料 の1/4 以 内
ハイブリッド車	13	904	11	5,332	
天然ガス車	192	57,476	188	88,654	
合 計	285	97,871	267	121,955	

## 2 指 摘 事 項

## (1) 協 会 関 係

## ア 契約手続を適正に行うべきもの

協会の契約規程第9条第1項及び第2項によれば、予定価格が150万円未満の売買その他の契約をするときは、随意契約ができるものとしており、この場合には、なるべく複数のものから見積書を徴することとしている。

ところで、東京都トラック総合会館の消防用設備保守契約(平成10年度及び平成11年度契約金額：140万円(消費税抜き))の契約手続について見たところ、受託者であるAからのみ見積りを徴し、随意契約により締結しており適正でない。

契約手続に当たっては、競争性を確保し、協会に有利な契約内容となるよう効果的な事務の執行に努められたい。

## (2) 共通関係

### ア 給与の支給を適切に行うべきもの

協会は、職員に対し職員給与規程第2条第2号に基づき、基準外賃金として、「通勤手当、時間外勤務手当、休日及び深夜手当、その他の手当」を支給することとしている。

ところで、「その他の手当」について、協会は、毎年度給与改定時に、精励手当等として支給することができる旨を定め、平成10年度及び平成11年度は年間11万円を限度として支給することができるとしているが、その支給状況について見ると、夏期(6月)及び冬期(12月)の賞与支給時に各2万円、年末及び年始に各1万円、年度末(3月)に5万円と限度額一杯の額を職員に一律に支給していることが認められた。

しかしながら、個々の支給については、支給根拠、支給方法、支給時期等に関し何らの定めをしておらず、手当の性格等の検討をしないまま、慣例的に限度額一杯を一律に支給しているのは適切でない。

協会は、給与の支給を適切に行うとともに、都市計画局は、給与の支給について協会の指導を行われたい。